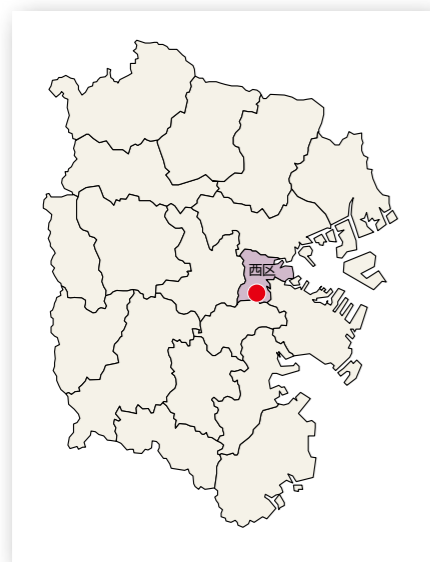


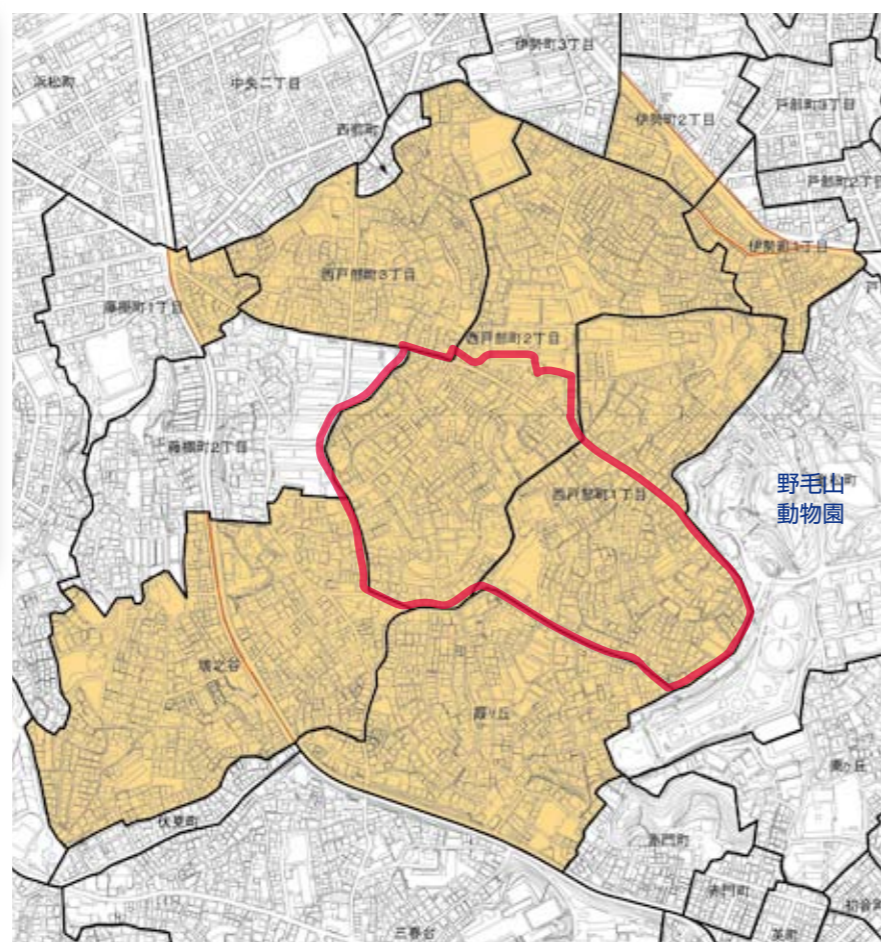
4. 西戸部町地区

誰もが支え合う住みやすいまちの実現をめざして
具体的なプロジェクトに取り組む

●位置図



●区域図



●地域特性

丘陵地にあって高低差があり、道路幅員の狭い細街路が多い上に階段も多くあることから、緊急車両などの進入が困難なばかりか、災害時の避難ルートも安全な状況とは言えない。また、細街路に沿って崖地となっている場所もあり、十分な幅員を確保するためには、沿道住民等の負担が大きくなる場合もある。

地区内の建物の多くは一戸建ての木造住宅で、老朽化しているもの、空き家となっているものも見られ、震災時の倒壊や火災の拡大による被害が懸念される。また、日常の憩いの場と災害時のいっとき避難場所を兼ねる小広場が不足している。

いえ・みち まち改善事業対象地域
協議会エリア

●地区諸元

協議会名	一本松まちづくり協議会
協議会エリア面積	18.2ha
人口	約 3,300 人 (H17 国勢調査結果より集計・推計)
協議会名	一本松まちづくり協議会
組織体制・メンバー構成の概要	役員 会長 1 名 副会長 2 名 他 6 名 推進委員 39 名
プラン名	一本松まちづくり協議会 防災まちづくり計画

●経緯

H16.7	第1回勉強会（このまちの暮らしを教えてください）
H16.10	まち歩きの実施
H16.11	いえ・みち まちニュース第1号発行
H17.11～18.5	協議会設立の準備
H18.4	ヨコハマ市民まち普請事業に参加
H18.6	一本松まちづくり協議会設立、グループ登録
H18.8	一本松まちづくりひろば第1号発行
H19.2	消防車進入体験イベントの実施
H19.2	地域課題についてのアンケート実施
H19.6	H19 総会においてアンケートについて結果公表
H19.8～12	防災まちづくり計画策定のための委員会を開催
H20.3	防災まちづくり計画策定のためのアンケート実施 まち普請事業による、施設整備が完了
H20.6	アンケート結果のまとめ・公表
H20.7	防災まちづくり計画の承認
H20.8	地域まちづくり組織、地域まちづくりプランとして認定
H21.1～3	地域まちづくり推進条例に基づく事業費助成の申請・整備
H21.4	住宅市街地総合整備事業に着手

活動内容（活動成果）

- 勉強会のときに「いえ・みち まちニュース」を6号発行、まちづくり協議会設立後、「一本松まちづくりひろば」を発行している。
- この地区の特徴をつかむため、勉強会のときに、勉強会のメンバーで協力して地形模型を作成した。
- 計画づくりにあたっては、アンケートを全戸配布により実施するなど、地域への普及活動も行っている。
- 今後の小広場整備の参考とするため、推進委員を含めた会員により、先進事例の視察会を実施した。
- 平成19年度に「ヨコハマ市民まち普請事業」により、丘陵地で雨水が溜まりやすい地形を生かした雨水利用施設等を整備した。
- さらに、20年～21年度に地域まちづくり支援制度に基づく「地域まちづくり事業費助成」を活用して、雨水貯留施設やかまどベンチ、防災用の井戸を整備した。

活動の中の工夫点

- 一本松まちづくり協議会は2つの自治会が母体となっており、通常の活動はそれぞれの自治会エリアごとに行われていますが、役員会などの会合では、それぞれの活動内容を発表することでお互いの活動の良い部分を取り入れるようにしています。
- 協議会の役員は、パソコンが得意な人、ものを造るのが得意な人など得意分野を持った方が両自治会エリアごとにバランスよく配置されており、メールでの書類のやりとりもスムーズで、整備事業などでも力を発揮しています。



事業費助成で整備した
防災用井戸



事業費助成で整備した
雨水貯留タンク



ヨコハマ市民まち普請事業で整備した「わくわく広場」



羽沢西部狭あい道路



勉強会で作成した地形模型



消防車進入体験



「一本松まちづくりひろば」10号11号



一本松まちづくり協議会 防災まちづくり計画

計画図

誰もが支え合う住みやすいまちの実現をめざして
具体的なプロジェクトに取り組む

計画の目標・方針

■ 防災まちづくりの基本的な姿勢

- ①地域のまちづくりは、地域に暮らす私たち住民が積極的に取り組む
- ②災害時の被害を最小限に食い止めるために、プランだけで満足せずに、具体的なプロジェクトに取り組む
- ③一人一人が理解し、納得し、協力して取り組めるよう、意識づくり、体制づくりを進めていく

（「一本松まちづくり協議会 防災まちづくり計画」より）

計画内容の概要

■ 私たちの計画

計画の位置づけについて述べられた項目の中で、「この防災まちづくり計画は、行政や関係機関と連携をとりながら、地域に暮らす私たち住民が主体となって行動していくための、私たちの計画です。」と明記され、地域住民自身の主体的な計画であることが打ち出されている。

● プランとプロジェクト（いえづくり プラン2）

プラン2 火災発生や延焼の防止策に取り組み、地区で大火が起こらないようにします。

① 住宅用火災警報器や消火器の設置・取り扱いの十分な指導、火の元の点検など、日常の火災予防を心がける。
② 消防車が火災の現場近くまで近づけられるよう、消防駐車に対する整備整備を促していく。
③ 消火栓の近い方の情報提供、多様な人が参加できる初期消火訓練の実施、初期消火訓練の巡回などにより、初期消火体制を整える。
④ 建替えや改修の際に、建物の不燃化（※1）など、延焼の危険性を下げる工夫を促す。ルールとすることも検討していく。
⑤ 老朽化した建物の建替えや、一般では建替えが困難な場所での異種化（※2）など、改善が必要となる場合の検討をしていく。
⑥ 老朽建物の解体や、其隙地を有する空き家などの活用やコーディネーター派遣などの支援を市に働きかける。
⑦ ルールづくりのための情報提供、制度紹介（地区まちづくりルール（※3）、地区計画（※4）など）、活動支援を市に働きかける。
⑧ 高齢者など要援護者が住宅用火災警報器を設置する場合の助成制度などの情報提供を市に働きかける。

※1 不燃化：建物の外壁・屋根・柱・梁・土間・床・天井など、すべてが不燃材料で構成すること。
※2 異種化：建物が耐火構造（耐火4m以上の道路に2m以上進んでいないなど）でおおむねと一緒な構造であること。
※3 地区まちづくりルール「既設車道まちづくり推進条例」に基づくルールです。
※4 地区計画「地区計画」などに基づくルールです。建築確認や工事の申請時・完了検査時のチェックなどが行われます。

● 地域での取り組み ○ 行政への働きかけ
（「一本松まちづくり協議会 防災まちづくり計画」より）

いえづくりのプラン

- プラン1 耐震診断・耐震改修を進め、建物の倒壊による被害をくい止めます。
- プラン2 火災発生や延焼の防止策に取り組み、地区で大火が起こらないようにします。
- プラン3 家具転倒防止器具、飛散防止フィルム等の普及を進め、地震による負傷者を少なくします。
- プラン4 日常の雨水利用を進め、災害時の水の確保を図ります。

みちづくりのプラン

- 「地区の骨格道路」
- プラン5 「地区の骨格道路」は、災害時・日常ともに地区外との重要な連絡経路として、安全性を高めます。
- 「主要な避難路」
- プラン6 「狭い道路整備促進道路」は、路幅ごとに沿道の方の理解を得ながら、4mへの拡幅整備を優先的に進めていきます。
- プラン7 「残したい道路」の合意形成を図って協定を結び、地域で維持・管理することで、多様な避難ルートを確認します。
- プラン8 「行き止まり解消箇所」の通り抜け整備など進め、多様な避難ルートを確認します。
- プラン9 「改善したい階段や坂」の整備を進め、緊急車両などもスムーズに通行できるようにします。
- プラン10 一人一人が安全な避難ルートに努めます。
- 幅員4mの道路

まち・こころづくりのプラン

- プラン11 日常の防災意識を高めます。
- 「ミニ防災広場」の候補地
- プラン12 「ミニ防災広場」として各自治会内にバランスよく小広場等を確保していきます。
- プラン13 避難・復興の運営体制を整え、円滑な災害復興ができるようにしていきます。
- プラン14 災害時の要援護者（病弱・ケガをしている人、高齢者など）の支援体制を整えていきます。
- プラン15 地域のいえづくりのルール、みちづくりのルールをつくります。

また、「私たち住民と横浜市が役割分担しつつ協働し、地区の課題解決を行っていく」姿勢を示し、地域住民が積極的、主体的にまちづくりに取り組むことがうたわれている。

■ 15のプランと、役割分担を示した具体的なプロジェクト

計画は、「地区の10年後、20年後を見据えて、まちを着実に改善していくためのプラン（目標）とプロジェクト（具体的な取り組み）」からなっており、「いえづくり」、「みちづくり」、「まち・こころづくり」それぞれについて計画図のようなプラン（目標）が掲げられている。

それぞれのプランごとに、プロジェクト（具体的な取り組み）が複数あげられている。プロジェ

一本松まちづくり協議会 防災まちづくり計画 将来像

● 「雨水の活用」と「小広場の活用」について「ヨコハマ市民まち普請事業」に提案・挑戦しました。
● その成果として整備された施設を、平成20年度に地域まちづくり推進条例の事業費助成を使って協議会区域内にひろげることになりました。さらに、この制度により「かまどベンチ」と「防災用の井戸」も整備しました。

凡例（現在の状況）

- 一本松まちづくり協議会の区域
- 広域避難場所（野毛山公園）
- 地域防災拠点（一本松小学校）
- 公園、自治会館など
- 初期消火箱
- 消火栓
- 防火水槽
- 避難場所など入り口

（「一本松まちづくり協議会 防災まちづくり計画」より）

クトは、「地域での取り組み」と「行政への働きかけ」に分けられ、役割分担を示している。

● 道路の考え方

地区の骨格道路（プラン5）：地区外、地区中央の幹線、交通路、防災など地区の骨格的な役割を果たす道路

主要な避難路：アポイントで多くの人が避難ルートと考えている道路。その他ネットワークとして必要な道路（幅員100m程度）

- 狭い道路整備促進道路（プラン6）：優先的に安全にしたい道路
- 残したい道路（プラン7）：避難ルートとして残したい場所
- 行き止まり解消箇所（プラン8）：2方向通行ができるようにしたい場所
- 改善したい階段や坂（プラン9）：高齢や幼児を配慮してきたい場所
- その他の主要な避難路：優先度は高くないが早期に安全にしたい道路

その他の道路：主要な避難路までの道路（道路幅員が4m未満の場合、路幅内側に道路中心から2m未満）

避難ルート（プラン10）：一人一人が安全な避難ルートに努める

■ 防災面からみた地区内道路の考え方の整理

地区の道路は狭い上に、急な階段や坂、崖など安全上の課題が多いが、全てのみちを一挙に改善することはできないことから、次のように整理した上で、プランとプロジェクトを検討している。

- 日常の交通の要であり災害時にも緊急車両がかけつけられる「地区の骨格道路」
- 多くの人が避難ルートと考えている、概ね100m間隔にある「主要な避難路」
- その他の道路